建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則第50号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和25年静岡県規則第104号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|------------------------|------------------------|
| (合格者の公告及び通知) | (合格者の公告及び通知) |
| 第14条 知事又は指定試験機関は、二級建築士 | 第14条 知事又は指定試験機関は、二級建築士 |
| 試験又は木造建築士試験に合格した者の氏名 | 試験又は木造建築士試験に合格した者の受験 |
| を公告し、本人に合格した旨を通知する。 | 番号を公告し、本人に合格した旨を通知す |
| | る。 |
| 2 (略) | 2 (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、公布の日から施行する。